

模は小さい。E群は引き続き大型の建物が存在するなど、規模の大きな建物が継続して存在する。G群には建物がなくなる。

v) のグループでは、A群には引き続き建物が継続して存在するなど、各時期を通じて安定的に建物が存続する。C・D群では規模の小さな建物が存在する。E群はそれまで3つのグループで最大規模の建物が存在していたが、このグループでは無くなってしまう。G群も前グループから継続して建物が存在しない。

このように先に示した建物グループの順番にその内容をみると、A群ではi) のグループでは建物が存在していなかったが、それ以外では建物が安定的に継続するようである。中央のC・D群は初期のii) のグループでは有力な建物群と想定されるが、それ以降は建物規模が縮小することや、建物数の減少がみられる。E群はiii)、ii)、iv) の3つのグループで最大規模の建物を有する。しかし最も新しいと想定されるv) のグループには建物が存在しなくなる。なお道路跡よりも南側の建物群についてはまだ未調査の範囲が残るため結論はでない。

6 まとめ

以上のように、今回は重複関係と建物方位の検討結果から、建物角度グループごとの変遷案を提示した。

再度まとめると、全体での変遷案を下記の通り想定できる。

i) 2~6°の建物 / iii) 11~13°の建物

↓

ii) 8~10°の建物

↓

iv) 15~19°の建物

↓

v) 21~25°の建物

ただし、この案には検討すべき属性、内容が残っている。ひとつには出土遺物の検討である。柱痕跡と柱掘方など遺物の詳細分析は当該時期の遺構においては難しい部分もあるが、出土遺物の検討は必須の作業となる。分布のまとまりの建物群ごとの時期幅も合わせて検討すべき課題である。また、遺構の重複関係は少なく、未調査範囲も含めた重複例の増加が見込めるのであれば重要な要素となる。

そして堀外部地区全体を見た場合には、建物変遷案と、道路跡や区画溝がどのように対応するか未解明の点が多い。区画の有無や変化といった状況と建物の様相は、堀外部地区の性格を把握するうえで、重要な内容である。今後、継続してこれらの検討を行っていきたい。

【参考文献】

- 平泉町教育委員会 1994『柳之御所跡発掘調査報告書 一平泉バイパス・一関遊水地関連遺跡 発掘調査』 岩手県
平泉町文化財調査報告第38集
- 岩手県教育委員会 2020『柳之御所遺跡 第80次発掘調査概報』 岩手県文化財調査報告書第158集
- 岩手県教育委員会 2021『柳之御所遺跡 第81次発掘調査概報 高館跡第7~10次内容確認調査総括編2』 岩手県文
化財調査報告書第160集
- 岩手県教育委員会 2022『柳之御所遺跡 第82次発掘調査概報』 岩手県文化財調査報告書第162集
- 岩手県教育委員会 2023『柳之御所遺跡 第83次発掘調査概報』 岩手県文化財調査報告書第166集
- 岩手県教育委員会 2024『柳之御所遺跡 第84次発掘調査概報』 岩手県文化財調査報告書第168集

【註】

- i 平泉町教育委員会の協力を得て、発掘調査時の原図を確認している。なお、24次調査の一部は原図未確認のため
図の探索検討を継続している。
- ii 分布による建物群のまとまりがそれぞれ個別エリアとして機能していたとすれば、それぞれでの時期変遷や幅を
さらに検討する必要性がある。後述するように出土遺物の分析はこの点でも重要と認識しており、課題としたい。

柳之御所遺跡堀内部地区の遺構整備の検討（1） —「柳之御所遺跡の考古学的研究」—

櫻井友梓・高橋 祐・西澤正晴・長谷川伸大

1 はじめに

柳之御所遺跡は堀による区画により、堀内部地区とその外部に大きく分かれ、これまで岩手県では堀内部の調査と整備を実施し、堀内部については現史跡公園として整備公開している。事業の詳細について、整備事業については整備報告書を刊行しているほか（岩手県教委2010、2022）、発掘調査の報告も行ってきた（岩手県教委2018、2019）。

岩手県では、史跡公園の整備とともに堀外部の整備に向けた遺構検討を継続しているところである。しかし、既に整備している範囲についても、史跡公園として公開しているものの整備から10年以上が経過している範囲もあり、一部には経年による表示の劣化や周辺環境の変化も生じている。そのため来訪者の安全管理や史跡の表示によるプレゼンテーションの維持が必要との認識から、将来必要となるであろう全体の再整備等の計画とは別に、一部の劣化が著しい遺構については、修繕工事を行うこととした。修繕にあたっては、①劣化の原因を把握し対応の検討、②全体の再整備事業などが必要となった場合の検討材料となることも意図する、③遺構表示の目的などを整理しつつ具体的な施工を検討すること、などが必要と考え、既整備事業の全体方針は維持しつつも細部の施工や材の選択などについて検討を行った。ここでは、それらの検討経過と整備の修繕における方針整理について報告する。

2 遺構修繕工事の実施について

（1）整備事業における遺構表示の考え方

① 遺構表示の区分と修繕工事の対象

柳之御所遺跡堀内部地区の整備の検討内容については整備報告書を刊行し経過を報告している（岩手県教委2010、2022）。特に史跡内の遺構平面表示においては、下記の3種類に分けて整備を実施した。

【表示A】遺跡の代表的な遺構で、遺構や史料から上部の復元を目指すもの（28SB2、28SB4）

【表示B】整備対象時期の遺構で、遺構の平面形状および柱配置を表現するもの（23SB2、23SB3等）

【表示C】整備対象時期と異なるが、遺跡を特徴づける遺構。平面の遺構輪郭を表現するもの

（31SB5、55SB1、23SB1等）

これらのうち、柱材を用いて遺構表示を行ったのは整備Bとした遺構表示で、5棟の掘立柱建物跡を対象としている。これらの柱材について、整備後の経年変化により材の交換が必要となったものである。

② 平面表示についての整備時の想定

平面表示については、遺構の配置が視覚的に確認でき空間構成が把握できること、遺構規模が把握できること、柱材を表示することで建物であることを示すことなどの利点がある。一方で、柱表示にとどまることから建物の上面構造が一般には理解が難しいこと、意匠や機能などが伝えづらいこと、

利活用についての制限が生じることなどが、遺構表示の課題及び表示による効果の限定性が生じる。

遺構表示の全体的な目的としては、これらの限定性を踏まえつつ、史跡空間や建物の存在及び平面規模を来訪者に伝えることとなる。

それを踏まえ、柳之御所遺跡の整備での遺構表示では、柱位置は遺構所見から設定し、建物範囲について舗装を行うことで建物規模の表示を行った。なお、表示面は水平として周囲に擦り付けている。柱材については、遺構で確認された樹種からクリ材を用い、柱径は遺構状況から復元し、表示の地上高は45cm程度とした。

樹種は柱材出土事例の分析でもっとも多く確認されたクリ材とし、白木材を防疫処理したもの用いている。径は太い23SB2、23SB3が27cm、最も細い31SB7、52SB26が18cmである。

(2) 遺構表示の修繕に際しての考え方と経緯

① 現況と原因

遺構表示に用いた柱材について傷みが顕著であり、破損状況から下記の2点を主な要因として想定した。

- 1) 柱上部に当初から割れが多く（クリ材の多くにみられ、周辺の他遺跡の整備でも同様の所見あり）、そこから腐食等が発生したこと
- 2) 柱材の接地面で、折れなどが発生しており、融雪や雨水により腐食したこと

そのため、今回の修繕に際しては柱材の選択について、従前の方針を踏まえつつ検討すること、施工手法で長寿命化を図ることはできるかの2点を主な論点として検討したうえで、工事等の対応をすることとした。

